

# 吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める書面)

2023年7月3日

トラストホールディングス株式会社

2023年7月3日

## 吸収合併に係る事後開示事項

当社は、2023年4月20日付で当社と株式会社ジーエートラストとの間で締結した吸収合併契約に基づき、2023年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社ジーエートラストを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併に関する事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 効力発生日（会社法施行規則第200条第1号）  
本件吸収合併は、2023年7月1日に効力を生じました。
2. 吸収合併消滅会社における法定手続きの経過（会社法施行規則第200条第2号）
  - （1）株主の差止請求（会社法第784条の2）の手続きの経過  
株式会社ジーエートラストは、当社の完全子会社であったため、株主からの差止請求について該当事項はありません。
  - （2）反対株主の株式買取請求（会社法第785条）の手続きの経過  
株式会社ジーエートラストは、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当事項はありません。
  - （3）新株予約権買取請求（会社法第787条）の手続きの経過  
該当事項はありません。
  - （4）債権者の異議申述（会社法第789条）の手続きの経過  
会社法第789条第2項及び同条第3項の規定により、2023年5月26日付の官報に本件吸収合併に対する公告をし、かつ知れている債権者に各別に催告をしましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における法定手続きの経過（会社法施行規則第200条第3号）
  - （1）株主の差止請求（会社法第796条の2）の手続きの経過

会社法第796条の2第1項の規定に基づく株主からの差止請求はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第797条）の手続きの経過

会社法第797条第3項及び同条第4項の規定により、2023年5月26日付で、株主に対し、株式買取請求の通知を行いました。会社法第797条第1項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 債権者の異議申述（会社法第799条）の手続きの経過

会社法第799条第2項及び同条第3項の規定により、2023年5月26日付の官報に本件吸収合併に対する公告をし、かつ同日付の電子公告において、債権者に対し、本件吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの申し出はありませんでした。

4. 吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書類（会社法施行規則第200条第5号）

吸収合併消滅会社である株式会社ジーエートラストの事前開示書類は、別紙のとおりです。

6. 本件合併による変更登記をした日（会社法施行規則第200条第6号）

本件吸収合併による当社の変更登記申請及び株式会社ジーエートラストの解散登記申請は、2023年7月3日に行いました。

7. 前項に掲げるもののほか、本件吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

【別紙】

## 吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条第1項に定める書面)

2023年5月26日

株式会社ジーエートラスト

2023年5月26日

## 吸収合併に係る事前開示事項

当社は、2023年4月20日付でトラストホールディングス株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2023年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、トラストホールディングス株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下、「本件吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本件吸収合併に関する事項は、下記のとおりです。

### 記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）  
2023年4月20日付で当社とトラストホールディングス株式会社が締結した吸収合併契約書は、別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）  
当社とトラストホールディングス株式会社は、完全親子会社であることから、本件吸収合併に際して合併対価の交付はございません。
3. 吸収合併に係る新株予約権の対価の定めに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）  
当社は新株予約権を発行しておりません。
4. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）
  - (1) 吸収合併存続会社
    - ①最終事業年度に係る計算書類等の内容  
トラストホールディングス株式会社の最終事業年度（令和3年7月1日～令和4年6月30日）に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。
    - ②最終事業年度末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- ③最終事業年度末日後の日に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社

- ①最終事業年度末日後の日に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本件吸収合併後のトラストホールディングス株式会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本件吸収合併後のトラストホールディングス株式会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、トラストホールディングス株式会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

よって、本件吸収合併後におけるトラストホールディングス株式会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

6. 事前開示の開始日以降、効力が生ずる日までの間に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（会社法施行規則第182条第1項第6号）

変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上



## 合 併 契 約 書

トラストホールディングス株式会社（以下「甲」という。）と株式会社ジーエートラスト（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （合併の方法）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として、本契約に従い吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

### （合併対価の交付及び割当て）

第2条 甲は、乙の発行済株式の全部を保有しているため、本合併に際して、乙の株主に対し、対価を交付しない。

### （資本金及び準備金の額に関する事項）

第3条 甲は、本合併に際して、資本金及び準備金の額を変更しない。

### （合併の効力発生日）

第4条 本合併の効力発生日（以下「合併期日」という。）は、2023年7月1日とする。ただし、本合併手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

### （権利義務全部の承継）

第5条 甲は、合併期日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他一切の権利義務を承継する。

(善管注意義務)

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から合併期日に至るまで善良な管理者の注意をもって、それぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙の協議の上、これを行う。

(合併条件の変更等)

第7条 本契約締結の日から合併期日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙の協議の上、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第8条 本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 合併期日の前日までに、甲又は乙の株主総会（会社法において株主総会決議が不要の場合には、それに代わる承認機関）において、本契約の承認が得られなかった場合
- (2) 合併期日の前日までに、法令に定める関係官庁の承認を得られなかった場合、又はかかる承認等に本合併の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合
- (3) 第7条に従い本契約が解除された場合

(本契約に定めのない事項)

第9条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲及び乙の協議の上、これを決定する。



本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2023年4月20日

甲（吸収合併存続株式会社）

福岡市博多区博多駅南五丁目15番18号

トラストホールディングス株式会社

代表取締役 山川 修



乙（吸収合併消滅株式会社）

福岡市博多区博多駅南五丁目15番18号

株式会社ジーエートラスト

代表取締役 矢羽田 弘



## 事業報告

(令和3年7月1日から)  
(令和4年6月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による厳しい状況から徐々に回復の兆しがみられたものの、新たな変異株による感染再拡大の懸念から、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは駐車場事業の収益力向上、不動産事業における新築マンションの販売強化及び駐車場等小口化事業における「トラストパートナーズ」の販売拡大の他、各種事業の収益改善等に注力してまいりました。

以上の結果、売上高12,668,441千円（前連結会計年度比2.7%増）、営業利益397,804千円（前連結会計年度は10,450千円の営業損失）、経常利益346,170千円（前連結会計年度は83,308千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益130,680千円（前連結会計年度比78.5%増）となりました。

事業別の業績については以下のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、「その他事業」に含めていた株式会社嘉麻の庄の事業区分を「メディカルサービス事業」へ変更したため、前連結会計年度比については、前連結会計年度の数値を変更後の数値に組み替えて比較しております。

#### <駐車場事業>

駐車場事業につきましては、人流の回復に伴い、駐車場利用者数が徐々に回復する中、安心・安全な車室の提供に努めてまいりました。

以上の結果、売上高6,382,500千円（前連結会計年度比1.3%減）、営業利益100,721千円（前連結会計年度は130,269千円の営業損失）となりました。

なお、当連結会計年度末の駐車場数は872ヶ所（前連結会計年度末より14ヶ所増）、車室数は32,215車室（前連結会計年度末より612車室増）となっております。

#### <不動産事業>

不動産事業につきましては、当連結会計年度において、新築マンション3棟「トラストレジデンス花立（熊本市東区、37戸）」、「トラストレジデンス基山（佐賀県三養基郡基山町、60戸）」及び「トラストレジデンス三本松（大分県日田市、54戸）」が竣工、135戸の引渡しを実施いたしました。

以上の結果、売上高3,688,463千円（前連結会計年度比53.9%増）、営業利益282,456千円（同328.1%増）となりました。

#### <駐車場等小口化事業>

不動産特定共同事業法に基づく駐車場小口化商品「トラストパートナーズ」の販売を中心として行う駐車場等小口化事業につきましては、当連結会計年度において、「トラストパートナーズ第24号（福岡市博多区、販売総額226,500千円）」、「トラストパートナーズ第25号（福岡県久留米市、販売総額41,500千円）」、「トラストパートナーズ第26号（川崎市高津区、販売総額134,000千円）」及び「トラストパートナーズ第27号（山口県下関市、長崎県佐世保市の2物件、販売総額134,000千円）」を組成、完売いたしました。

以上の結果、売上高592,860千円（前連結会計年度比67.7%減）、営業利益62,883千円（同83.8%減）となりました。

#### <メディカルサービス事業>

メディカルサービス事業につきましては、「介護老人保健施設みやこ」、「福岡信和病院」及び「石田病院」等の賃貸収入等により概ね堅調に推移する一方、金銭債権については新型コロナウイルス感染症の収束時期等を含む仮定の見直しを行い、貸倒引当金の積み増しを実施いたしました。

以上の結果、売上高273,651千円（前連結会計年度比26.4%増）、営業損失5,434千円（前連結会計年度は196,870千円の営業損失）となりました。

### ＜RV事業＞

RV事業につきましては、事業規模を縮小した上で、キャンピングカーの製造、販売及び修理・リノベーション等に注力いたしました。

以上の結果、売上高739,168千円（前連結会計年度比74.5%増）、営業損失31,460千円（前連結会計年度は169,506千円の営業損失）となりました。

### ＜その他事業＞

その他事業につきましては、温浴施設「那珂川清滝（福岡県那珂川市）」、「和楽の湯下関せいりゅう（山口県下関市）」の来館者数回復及び警備契約獲得等に努めてまいりました。

なお、不採算事業である弁当・総菜等調理食品の製造・販売事業より撤退いたしました。

以上の結果、売上高991,796千円（前連結会計年度比0.5%減）、営業損失35,506千円（前連結会計年度は10,319千円の営業損失）となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額はリース資産を含め308,779千円であり、その主なものは、駐車場事業における精算機や舗装工事等の駐車場設備112,878千円、不動産事業におけるマンション販売に係るモデルルーム設備等108,335千円であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金（借換資金を含む）として、金融機関より長期借入金として全社合計で300,000千円の資金調達を行いました。

## (4) 重要な企業再編等の状況

- ① 当社は、令和3年10月1日付で、株式会社フチガミの全株式を株式会社愛光グループに売却し、同社は当社の子会社ではなくなりました。
- ② 当社の子会社であるトラストビジョン株式会社は、令和4年3月31日付で解散し、令和4年6月29日付で清算終了しております。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第6期 (令和元年6月期)	第7期 (令和2年6月期)	第8期 (令和3年6月期)	第9期 (当連結会計年度) (令和4年6月期)
売 上 高	13,963,011	13,560,520	12,337,911	12,668,441
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ )	455,726	243,581	△83,308	346,170
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	197,550	57,582	73,224	130,680
1株当たり当期純利益	41円27銭	12円02銭	15円27銭	34円32銭
総 資 産	11,921,312	9,495,655	8,911,552	8,563,544
純 資 産	750,141	733,770	724,738	398,965

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。また、株式付与E S O P信託口が所有する当社株式は連結貸借対照表において自己株式に計上しているため、期中平均株式数から控除しております。
2. 当連結会計年度において、令和3年8月12日に自己株式1,117,900株を394,618千円で取得したことにより、総資産及び純資産がそれぞれ減少しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 な 事 業 内 容
トラストパーク株式会社	421,352千円	100%	駐車場事業
トラスト不動産開発株式会社	50,000千円	100%	不動産事業
トラストパトロール株式会社	30,000千円	100%	総合警備業
トラストメディカルサポート株式会社	55,000千円	100%	メディカルサービス事業
トラストアセットパートナーズ株式会社	100,000千円	100%	不動産特定共同事業
株式会社ジーエートラスト	10,000千円	100%	シェアードサービス事業
株式会社RVトラスト	25,000千円	100%	RV車の製造、販売及び修理等
トラストネットワーク株式会社	10,000千円	100%	水素水製造販売等
株式会社和楽	10,000千円	100%	温浴事業

(注) 1. その他、株式会社グランシップ及び株式会社嘉麻の庄が子会社として存在しております。

2. 令和3年10月1日付で株式会社フチガミの全株式を売却し、同社は当社の子会社ではなくなりました。

3. トラストビジョン株式会社は令和4年3月31日付で解散し、令和4年6月29日付で清算終了しております。

4. 事業年度末日における特定完全子会社の状況

・特定完全子会社の名称及び住所

トラストパーク株式会社 福岡市博多区博多駅南五丁目15番18号

・当事業年度末日における特定完全子会社の株式の帳簿価額 953,688千円

・当事業年度末日における当社の総資産額 3,932,948千円

## (7) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響長期化の懸念があり、景気の見通しは、極めて不透明な状況にあります。

このような状況の中、当社グループは、地域社会の幸福に貢献するという理念のもと、主力の駐車場事業及び不動産事業、駐車場等小口化事業を中心にメディカルサービス事業、RV事業の他、各種事業に取り組んでおります。

当社グループの継続的な成長を図るために、次に掲げる取り組みを強化してまいります。

### ① 駐車場事業の拡大

新型コロナウイルス感染症拡大の影響として、外出自粛等により、駐車場稼働状況の回復が遅れる可能性もありますが、今後も安定収益確保のために月極獲得強化、料金設定の工夫、看板の改善、各種キャンペーン等をタイムリーに行うと同時に、駐車場美化、メンテナンスの充実等を常に実践しユーザーの信頼を高めることで、各駐車場の持てるポテンシャルを最大限に引き出し収益の向上に努めてまいります。

また、新規駐車場の開発は、当社グループの将来の収益基盤になるということのみならず、慢性的な駐車場不足という社会問題の解決に貢献するという観点からも、当社グループにとって最重要課題の一つと考えております。

そのために、情報収集力・提案能力等の更なる強化を図るとともに、駐車場の運営力・サービス力を高めることにより土地建物・駐車場オーナー等の信頼の維持向上に引き続き努めてまいります。

### ② 不動産（新築マンション）の販売強化

新築マンション販売につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大及びアメリカの金融引き締めに伴う金利上昇等による消費マインドの低下が懸念される中、ロシアのウクライナ侵攻及び円安による原材料の高騰等を要因とし、事業環境は不透明な状況となっております。このような環境の中で、エリアの需給動向を的確に見極め、顧客の多様化、高度化する価値観・ニーズに対応できるマンション開発を行ってまいります。

また、マンション販売に当たっては販売代理会社と連携し、開発したマンションの早期完売を目指すべく営業活動を行ってまいります。

③ 駐車場小口化商品の販売強化

駐車場小口化商品「トラストパートナーズ」販売部門につきましては、収益力のある駐車場用地等の仕入れを継続的に行い、効果的な広告宣伝活動、既存組合員様の追加購入・顧客紹介等により販売の拡大を図ってまいります。

この部門を一層強化することにより、当社グループの主力である駐車場事業及び不動産事業等の業績拡大にもつなげてまいります。

④ その他事業の収益力向上

当社グループでは近年、メディカルサービス事業をはじめとする各種事業に取り組んでまいりました。今後は、収益力向上を図るため、引き続き事業の再構築等を積極的に進めながら、各事業を早期に軌道に乗せ、将来のグループの収益力の柱となるべき事業へと成長させてまいります。

当社グループは、これらの営業課題に取り組むに当たり、従業員や関係者の安全確保及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りながら、今後も優秀な人材の確保・育成を行い、社員の定着化・教育の充実を引き続き図ってまいります。

また、企業倫理の徹底とコンプライアンス経営の確立になお一層努力してまいります。



(8) 主要な事業内容（令和4年6月30日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社11社で構成されており、駐車場事業、不動産事業、駐車場等小口化事業、メディカルサービス事業、RV事業、その他事業を行っております。

各事業の内容は次のとおりであります。

<駐車場事業>

当社グループの主力事業である駐車場事業は、「遊休地の有効利用」と「既存駐車場の活性化」を事業コンセプトに、遊休地を駐車場として有効活用し、又は低収益に悩む駐車場を運営面、収益面においてサポートし改善することで、都市基盤として開発又は活性化させ、社会的に有効活用することを目的とし、事業展開しております。

<不動産事業>

不動産事業は、「人へ、街へ、次世代へ末永く愛される住まい」をコンセプトに、ファミリーマンションの分譲を中心とした住宅の企画、開発、販売業務等を行っております。

<駐車場等小口化事業>

駐車場等小口化事業は、不動産特定共同事業法に基づく駐車場小口化商品「トラストパートナーズ」の販売等を行っております。

<メディカルサービス事業>

メディカルサービス事業は、医療機関等への不動産賃貸、貸金業務及び各種コンサルティング業務を行っており、安全・安心な「医療設備」を提供しております。

<RV事業>

RV事業は、「新しいライフスタイルをサポートする」をコンセプトに、RV車等の製造、販売及び修理・リノベーション等を行っております。

<その他事業>

温浴事業は、温浴施設「那珂川清滝（福岡県那珂川市）」及び「和楽の湯 下関せいりゅう（山口県下関市）」の運営を行っており、お客様の健康を支援するべく人々が和み楽しむ空間を提供しております。ウォーター事業は、「健康的な明るい未来をサポートする」をコンセプトに、信頼のおける高濃度水素水の製造・販売等を行っております。また、警備事業は、駐車場事業に付随して発生する機械警備及びイベント・商業施設の常駐警備等を行っております。

(9) 主要な事業所（令和4年6月30日現在）

① 当社

本 社 福岡市博多区

② 子会社等

トラストパーク株式会社	(本社：福岡市博多区)
トラスト不動産開発株式会社	(本社：福岡市博多区)
株式会社グランシップ	(本社：福岡市博多区)
トラストパトロール株式会社	(本社：福岡市博多区)
トラストメディカルサポート株式会社	(本社：福岡市博多区)
トラストアセットパートナーズ株式会社	(本社：福岡市博多区)
株式会社ジーエートラスト	(本社：福岡市博多区)
株式会社RVトラスト	(本社：福岡市博多区)
トラストネットワーク株式会社	(本社：福岡市博多区)
株式会社和楽	(本社：福岡市博多区)
株式会社嘉麻の庄	(本社：福岡県嘉麻市)

## (10) 使用人の状況 (令和4年6月30日現在)

## 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
駐車場事業	92 (288)名	△4 (+7)名
不動産事業	10 (2)名	- (△1)名
駐車場等小口化事業	9 (-)名	△5 (-)名
メディカルサービス事業	6 (4)名	+1 (△2)名
R V 事業	13 (1)名	△19 (△3)名
その他事業	37 (91)名	△1 (+4)名
全社(共通)	23 (3)名	△3 (-)名
合計	190 (389)名	△31 (+5)名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託社員及び臨時従業員(パート及びアルバイト)は、( )内に年間の平均人員(月間170時間換算)を外数で記載しております。
2. 上記使用人数には、当社グループ外への出向者21名を含んでおりません。
3. 全社(共通)として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
4. 当連結会計年度より、「その他事業」に含めていた株式会社嘉麻の庄の事業区分を「メディカルサービス事業」へ変更したため、前連結会計年度末比増減については、前連結会計年度の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。
5. R V 事業の使用人数が前連結会計年度末と比べて19名減少しましたのは、事業規模を縮小したことに伴う、当社グループ内(他事業区分)への転籍10名によるもののほか、自己都合による退職等によるものであります。

## (11) 主要な借入先の状況 (令和4年6月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社西日本シティ銀行	1,964,511千円
株式会社佐賀銀行	943,748千円
株式会社福岡銀行	745,573千円
株式会社十八親和銀行	727,922千円
株式会社北九州銀行	405,000千円
株式会社筑邦銀行	397,000千円
株式会社商工組合中央金庫	316,120千円

- (注) 当社は運転資金の効率的な調達を行うため各取引銀行と当座貸越契約を締結しており、その借入極度額合計は32億円であります。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は16億円であります。

## (12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (令和4年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 5,204,500株  
 (3) 単元株式数 100株  
 (4) 株主数 3,292名  
 (5) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
九州応援ファンド第1号組合	407,800	10.61
九州応援ファンド第2号組合	398,300	10.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (株式付与E S O P信託口・75551口)	165,100	4.29
トラストホールディングス従業員持株会	155,000	4.03
株式会社ティーケーピー	124,500	3.24
九州応援ファンド第3号組合	123,800	3.22
藤 原 香 代 子	75,800	1.97
株 式 会 社 竹 田 商 会	63,000	1.64
山 川 修	60,000	1.56
矢 羽 田 弘	60,000	1.56

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,359,988株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・75551口)が所有する当社株式165,100株は自己株式として控除しておりません。

- (6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

(7) その他株式に関する重要な事項

当社は、令和3年8月11日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得の内容

① 取得した株式の種類	当社普通株式
② 取得した株式の総数	1,117,900株
③ 取得価額の総額	394,618,700円
④ 取得日	令和3年8月12日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

## (1) 取締役及び監査役の状況 (令和4年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	喜久田 匡宏	トラストメディカルサポート(株) 代表取締役 (株)RVトラスト 代表取締役 トラストネットワーク(株) 代表取締役 (株)和楽 取締役 (株)嘉麻の庄 代表取締役
代表取締役副社長	矢羽田 弘	トラスト不動産開発(株) 取締役 トラストメディカルサポート(株) 取締役 (株)ジーエートラスト 代表取締役 (株)RVトラスト 取締役 トラストネットワーク(株) 取締役 (株)和楽 代表取締役 (株)嘉麻の庄 取締役
代表取締役副社長	山 川 修	トラストパーク(株) 代表取締役 トラスト不動産開発(株) 取締役 (株)グランシップ 取締役 トラストパトロール(株) 取締役 トラストアセットパートナーズ(株) 代表取締役
常務取締役	北嶋 重晴	経営企画部長兼内部監査室長 トラストメディカルサポート(株) 取締役 トラストアセットパートナーズ(株) 取締役 (株)ジーエートラスト 取締役 (株)RVトラスト 取締役 トラストネットワーク(株) 取締役 (株)和楽 取締役 (株)嘉麻の庄 取締役
取 締 役	木 下 敏 之	
取 締 役	加 峯 辰 美	

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	市 原 一 也	トラストパーク(株) 監査役 トラストパトロール(株) 監査役 トラストメディカルサポート(株) 監査役 トラストアセットパートナーズ(株) 監査役 (株)ジーエートラスト 監査役 (株)RVトラスト 監査役 トラストネットワーク(株) 監査役 (株)和楽 監査役
監 査 役	江 口 秀 人	監査法人有明代表社員 公認会計士 トラスト不動産開発(株) 監査役
監 査 役	梁 井 純 輔	

- (注) 1. 取締役木下敏之氏及び加峯辰美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役市原一也氏、江口秀人氏及び梁井純輔氏は、社外監査役であります。
3. 監査役江口秀人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役木下敏之氏及び加峯辰美氏並びに監査役市原一也氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の重要な兼職の異動等
- ・喜久田匡宏氏は、令和3年9月28日付で、子会社であるトラスト不動産開発(株)の取締役を退任し、(株)和楽の代表取締役の地位のみを辞任いたしました。また、令和3年10月1日付で(株)フチガミの取締役を退任し、令和4年3月31日付でトラストビジョン(株)の代表取締役及び取締役を退任いたしました。
  - ・矢羽田弘氏は、令和3年9月28日付で、当社の代表取締役副社長に就任し、子会社である(株)和楽の代表取締役に就任いたしました。また、令和3年10月1日付で(株)フチガミの代表取締役及び取締役を退任し、令和4年3月31日付でトラストビジョン(株)の取締役を退任いたしました。
  - ・山川修氏は、令和3年9月28日付で、当社の代表取締役副社長に就任し、子会社であるトラスト不動産開発(株)、トラストパトロール(株)の取締役に就任いたしました。
  - ・北嶋重晴氏は、令和3年9月28日付で、当社の常務取締役に就任し、子会社であるトラストパトロール(株)の取締役を退任いたしました。また、令和3年10月1日付で(株)フチガミの取締役を退任し、令和4年3月31日付でトラストビジョン(株)の取締役を退任いたしました。

## (2) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、令和3年2月18日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は次のとおりです。

### ① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。なお、非金銭型報酬等については、時期を見て導入を検討するものとする。

### ② 基本報酬の個人別報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

### ③ 業績連動報酬等の内容及び額の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上の意識を高めるため、業績を反映した金銭報酬とし、各事業年度の連結経常利益の予算に対する達成度合い等に応じて算定した額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

### ④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

各取締役の基本報酬と業績連動報酬等の報酬割合については、取締役会において検討を行う。取締役会の委任を受けた代表取締役は、取締役会での検討内容を尊重し、その決定された種類別の報酬割合の範囲内で取締役個人別の報酬等の内容を決定することとする。



## ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等については、取締役会の決議に基づき代表取締役がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の評価配分とする。なお、委任を受けた代表取締役は、その決定内容を取締役会において報告するものとする。

## ⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長喜久田匡宏に対し、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	91,100 ( 6,600)	91,100 ( 6,600)	— (—)	— (—)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	9,000 ( 9,000)	9,000 ( 9,000)	— (—)	— (—)	3名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	100,100 ( 15,600)	100,100 ( 15,600)	— (—)	— (—)	10名 (5名)

(注) 1. 上表には、令和3年7月15日付で退任した取締役1名を含んでおります。

2. 平成26年9月25日開催の第1期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額300,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額を年額20,000千円以内とそれぞれ決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。

3. 令和3年9月28日開催の第8期定時株主総会において、金銭報酬とは別枠で、株式報酬の額として年額100,000千円以内、株式数の上限を年60,000株以内（業務執行取締役に限定）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名であります。

## (4) 社外役員に関する事項

## ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役江口秀人氏は、監査法人有明の代表社員であります。当社と監査法人有明との間には特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	木 下 敏 之	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、経済の専門的見識と幅広く豊富な経験に基づき、客観的な立場から適宜必要な指摘・意見を述べております。また、取締役会だけではなく、様々な場面で、必要な指摘・発言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
取 締 役	加 峯 辰 美	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的な立場から適宜必要な指摘・意見を述べております。また、取締役会だけではなく、様々な場面で、必要な指摘・発言を行っており、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。
監 査 役	市 原 一 也	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会14回のうち14回に出席し、監査役としての経験と見識から適宜発言を行っております。
監 査 役	江 口 秀 人	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会14回のうち14回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	梁 井 純 輔	当事業年度に開催された取締役会21回のうち21回、監査役会14回のうち14回に出席し、監査役としての経験と見識から適宜発言を行っております。

## (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

三優監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況、報酬見積りの算定根拠等について検討した結果、適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社グループは、「仕事を通じて、全従業員の人間性を高め、物心両面の幸福を追求すると同時に、地域社会の幸福に貢献する。」という企業理念を掲げ、全取締役及び従業員が職務遂行にあたっての基本方針としている。そして、永続的な発展を遂げていくために、より一層適切な内部統制システムを整備し、企業理念の具体化を図る。

### (1) 取締役及び従業員の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社行動規範やコンプライアンスマニュアルを通じて、企業倫理の確立や法令、定款及び社内諸規程の遵守を確保し、かつ、継続的な情報発信を通じてその周知を図る。
- ② 代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努める。
- ③ 内部監査室にて、内部監査規程に基づき内部監査を実施し、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に適合しているかを公正に監査する。
- ④ 監査役は取締役の職務の執行が法令、定款に適合しているか、コンプライアンス体制が適正に運営されているかを監視・監督する。
- ⑤ 法令違反等を未然に防止し、会社の自浄機能を働かせることを目的に、内部通報制度を制定し、当社内の通報窓口のほか外部の弁護士事務所にも通報窓口を設置し、運用する。なお、会社は通報者に対して不利益な取扱いを行わない。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」に基づき、取締役会をはじめとする重要会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務執行に係る情報を保存し、必要に応じ閲覧できる状態とする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営企画部がリスク管理を統括する部門として、リスク管理規程に基づき、各種のリスクについての評価・分析を実施し、必要に応じて顧問弁護士等に照会し、取締役会において審議を行うものとする。
- ② 不測の事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定を迅速に行うとともに、取締役の業務執行状況を監督する。
- ② 社内の指揮・命令系統の明確化及び責任体制の確立を図るため、業務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。

**(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制をグループ会社全体に適用するものとし、「関係会社管理規程」に基づき、子会社への指導を行う。
- ② 当社の内部監査室は、定期的に子会社の内部監査を実施する。
- ③ 子会社は監査役に対し、リスク情報を含めた業務執行状況の報告を行う。
- ④ 子会社には、必要に応じて当社から取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のガバナンス強化を図り、経営のモニタリングを行う。
- ⑤ 当社グループ共通の行動規範及びコンプライアンスマニュアルを制定し、法令遵守の意識の醸成を図る。

**(6) 監査役を補助すべき従業員及び当該従業員の当社の取締役からの独立性に関する事項**

監査役が、その職務を補助する従業員を求めた場合には、監査役を補助する従業員を置き、当該従業員は、当該業務を遂行する際には、取締役からの指揮命令は受けず、独立して業務を行うものとする。なお、当該従業員の人事に関する事項については、監査役との協議により定めるものとする。

**(7) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制**

- ① 監査役は、取締役会のほか重要な会議に出席するほか、取締役及び従業員に対し業務執行状況等の報告を求めることができるものとする。また、取締役及び従業員は、リスク管理上の重要な情報、法令等により報告が必要な情報等については、監査役に対し速やかに報告を行うものとする。
- ② 前項の報告をした取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨周知する。

(8) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をした場合には、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なではないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担する。

(9) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は定期的に代表取締役と意見交換を行うものとする。
- ② 監査役と会計監査人が相互に連携して、効率的な監査ができる体制を確保する。

(10) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力の排除については、基本的な考え方を「トラストグループ行動規範」に明記し、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断するという強い意志のもと、全取締役及び従業員が業務の遂行にあたる。
- ② 社内に反社会的勢力に対する対応統括部署を設け、警察等関連機関との連携を図るものとする。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 月1回の定時取締役会を含め21回の取締役会を開催して経営の重要事項を決定し、取締役の職務執行の適法性を確保しました。
- ② 監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会等の重要な会議に出席して取締役の職務執行状況を監査しました。  
また、監査役会を14回開催するとともに、代表取締役や内部監査室、会計監査人との意見交換を行い、監査の実効性を確保しました。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき各部門の業務監査及び内部統制監査を実施し、内部統制システム全般についての整備運用状況の評価を行いました。
- ④ コンプライアンスについては、コンプライアンスマニュアルにより、全役職員に対してその重要性につき周知徹底を図るとともに、内部通報窓口を設けて法令違反等の未然防止に努めました。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

## 連結貸借対照表

(令和4年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>5,455,079</b>	<b>流動負債</b>	<b>4,715,335</b>
現金及び預金	2,212,330	買掛金	235,919
受取手形	18,480	短期借入金	2,000,200
売掛金	192,729	1年内返済予定の長期借入金	1,462,650
販売用不動産	339,498	リース債務	124,919
仕掛販売用不動産	1,544,864	未払法人税等	39,764
商品及び製品	69,224	資産除去債務	7,509
仕掛品	26,901	契約負債	218,566
原材料及び貯蔵品	104,594	その他	625,806
営業貸付金	553,350	<b>固定負債</b>	<b>3,449,243</b>
前払費用	448,820	社債	300,000
その他	236,360	長期借入金	2,399,884
貸倒引当金	△292,076	リース債務	187,439
<b>固定資産</b>	<b>3,108,465</b>	退職給付に係る負債	88,193
<b>有形固定資産</b>	<b>2,185,799</b>	株式給付引当金	19,723
建物及び構築物	1,012,404	資産除去債務	111,174
機械装置及び運搬具	160,473	その他	342,828
土地	707,411	<b>負債合計</b>	<b>8,164,578</b>
リース資産	222,423	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	807	株主資本	402,205
その他	82,278	資本金	422,996
<b>無形固定資産</b>	<b>181,823</b>	資本剰余金	224,086
のれん	62,233	利益剰余金	351,215
その他	119,589	自己株式	△596,094
<b>投資その他の資産</b>	<b>740,842</b>	その他の包括利益累計額	△3,239
投資有価証券	40,100	その他有価証券評価差額金	△3,239
長期貸付金	30,899	<b>純資産合計</b>	<b>398,965</b>
敷金及び保証金	445,173	<b>負債・純資産合計</b>	<b>8,563,544</b>
繰延税金資産	152,833		
その他	71,835		
<b>資産合計</b>	<b>8,563,544</b>		

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(令和3年7月1日から  
令和4年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		12,668,441
売上原価		10,148,785
売上総利益		2,519,655
販売費及び一般管理費		2,121,851
営業利益		397,804
営業外収益		
受取利息	1,281	
受取配当金	523	
助成金収入	28,613	
その他	30,659	61,079
営業外費用		
支払利息	102,111	
投資有価証券売却損	632	
その他	9,968	112,713
経常利益		346,170
特別利益		
固定資産売却益	13,462	
関係会社株式売却益	4,219	17,681
特別損失		
固定資産売却損	5,701	
固定資産除却損	1,494	
減損損失	49,578	
出資金評価損	49,989	
リース解約損	13,574	
ゴルフ会員権売却損	6,045	126,384
税金等調整前当期純利益		237,468
法人税、住民税及び事業税	70,857	
法人税等調整額	35,930	106,788
当期純利益		130,680
親会社株主に帰属する当期純利益		130,680

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 連結株主資本等変動計算書

(令和3年7月1日から  
令和4年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	422,996	224,086	280,449	△201,763	725,769
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△59,914		△59,914
親会社株主に帰属する 当期純利益			130,680		130,680
自己株式の取得				△394,618	△394,618
自己株式の処分				288	288
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	-	70,766	△394,330	△323,564
当連結会計年度末残高	422,996	224,086	351,215	△596,094	402,205

	その他の包括利益 累 計 額		純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	その他の包 括利益累計 額 合 計	
当連結会計年度期首残高	△1,031	△1,031	724,738
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△59,914
親会社株主に帰属する 当期純利益			130,680
自己株式の取得			△394,618
自己株式の処分			288
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△2,208	△2,208	△2,208
当連結会計年度変動額合計	△2,208	△2,208	△325,772
当連結会計年度末残高	△3,239	△3,239	398,965

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- |                 |  |
|-----------------|--|
| i. 連結子会社の数      | 11社  |
| ii. 主要な連結子会社の名称 | トラストパーク株式会社<br>トラスト不動産開発株式会社<br>株式会社グランシップ<br>トラストパトロール株式会社<br>トラストメディカルサポート株式会社<br>トラストアセットパートナーズ株式会社<br>株式会社ジーエートラスト<br>株式会社RVトラスト<br>トラストネットワーク株式会社<br>株式会社和楽<br>株式会社嘉麻の庄<br>株式会社フチガミは、当連結会計年度に全株式を譲渡したため、トラストビジョン株式会社は、当連結会計年度において清算したため、連結の範囲から除外しております。なお、連結の範囲から除外するまでの各社の損益計算書については連結しております。 |

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

##### ③ 開示対象特別目的会社

開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社との取引金額等については、「7. 開示対象特別目的会社に関する注記」に記載しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i. 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・ 其他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ii. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

- ・ 仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

- ・ 商品及び製品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

- ・ 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

- ・ 原材料及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i. 有形固定資産

（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）及び車両運搬具は定額法、それ以外は主として定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年の均等償却によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～47年
機械装置及び運搬具	2～17年
その他（工具器具備品）	2～20年

- ii. 無形固定資産  
(リース資産を除く) 定額法によっております。  
なお、特許権については8年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。  
のれんの償却については、その投資効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な年数(5~12年)で定額法により償却しております。
- iii. リース資産 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- i. 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ii. 株式給付引当金 株式付与規程に基づく当社グループの従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

駐車場事業

駐車場の運営・管理を行っております。駐車場の運営・管理に関しては、顧客の駐車場施設利用期間にわたり履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

### 不動産事業

分譲マンションの企画・販売を行っております。分譲マンションの企画・販売にかかる履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、引渡時点において収益を認識しております。取引価格は不動産売買契約等により決定され、契約締結時に売買代金の一部を手付金として受領し、物件引渡時に残代金の支払を受けております。

### 駐車場等小口化事業

駐車場等小口化事業においては、主に「特別目的会社を活用した不動産の流動化にかかる譲渡人の会計処理に関する実務指針」（会計制度委員会報告第15号）の対象となる不動産（不動産信託受益権を含む。）の譲渡等に基づき収益を認識しております。

取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

### メディカルサービス事業

メディカルサービス事業においては、主に医療機関等への各種コンサルティングを行っております。これらのサービスは契約期間にわたって履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

### RV事業

RV事業においては、主に顧客から受注した中古車及び新車の販売を履行義務として識別しており、当該履行義務は中古車及び新車の引渡しをもって顧客に移転すると考えられるため、車両引渡し時の一時点で収益を認識しております。

取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

## ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- |                |  |
|----------------|--|
| i. 消費税等の会計処理   | 税抜方式によっております。<br>なお、控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用として処理しております。                        |
| ii. 退職給付に係る負債  | 当社及び連結子会社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 |
| iii. 連結納税制度の適用 | 連結納税制度を適用しております。   |

iv. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社グループは、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

(5) 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの時間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従い、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度に係る連結計算書類への影響は軽微であります。また、利益剰余金の当連結会計年度期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

(6) 表示方法の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」にそれぞれ区分表示し、流動負債の「ポイント引当金」及び「その他」に表示していた「契約負債」は、当連結会計年度より「契約負債」として区分表示しております。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、流動資産の「その他」に含めていた、「前払費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取保険金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しており、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

(7) 会計上の見積りに関する注記

(医療法人に対する営業貸付金の評価)

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当連結会計年度の連結貸借対照表において、営業貸付金553,350千円及びそれに係る貸倒引当金291,768千円を計上しております。

当該営業貸付金には、連結子会社であるトラストメディカルサポート株式会社が主として行うメディカルサービス事業に係る特定の医療法人に対する営業貸付金539,000千円が含まれており、当該営業貸付金に対して貸倒引当金275,000千円を計上しております。

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ③ 重要な引当金の計上基準 i. 貸倒引当金」に記載のとおり、債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

特定の医療法人に対する営業貸付金539,000千円については、当該医療法人の財務内容、過去の経営成績及び将来の事業計画をもとに債権元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを見積もり、回収不能見込額を算定しております。

当該医療法人の将来の事業計画は診療報酬制度に基づく医業収入や人件費等の重要な仮定に基づき算定しております。

翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

今後、医療・介護制度が改定された場合や新型コロナウイルスの感染状況や経済環境等の変化等によって、営業貸付金の回収不能見込額に関する見積りが変化した場合には翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。



## 2. 連結貸借対照表に関する注記

## (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	販売用不動産	247,343千円
	仕掛販売用不動産	1,544,864千円
	建物及び構築物	569,826千円
	土地	525,531千円
	計	2,887,565千円
② 担保に係る債務	短期借入金	427,811千円
	1年内返済予定の長期借入金	1,240,882千円
	長期借入金	1,688,931千円
	計	3,357,624千円

なお、上記には登記留保として提供している販売用不動産、仕掛販売用不動産及びその債務を含めております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,095,471千円

## (3) 保証債務

次の法人について下記内容の債務保証を行っております。

(単位：千円)

会社名	内容	金額
(医)信和会	リース契約 (未経過リース料)	22,127
(医)心和会	リース契約 (未経過リース料)	5,458

## (追加情報)

## (保有目的の変更)

当連結会計年度において、保有目的の変更により、「土地」に計上していた有形固定資産96,549千円を「販売用不動産」へ振替えております。なお、当該資産はすべて売却し、売上原価に計上しております。

また、保有目的の変更により、「機械装置及び運搬具」等に計上していた有形固定資産177,659千円を「商品及び製品」へ振替えております。なお、当該資産は一部売却しており、155,316千円は売上原価に計上しております。

また、保有目的の変更により、「販売用不動産」に計上していた棚卸資産24,492千円を「建物」及び「土地」に振替えております。

### 3. 連結損益計算書に関する注記

関係会社株式売却益は、株式会社フチガミの全株式を譲渡したことによるものであります。

出資金評価損は、医療法人に対する出資金について、帳簿価額に対して実質価額が著しく下落したため計上したものであります。

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

## (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	5,204,500株		一株		一株	5,204,500株

## (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	408,088株	1,117,900株			900株	1,525,088株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の減少は従業員退職により、株式付与E S O P信託口から従業員への株式交付によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式（当連結会計年度期首166,000株、当連結会計年度末165,100株）が含まれております。
3. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、令和3年8月11日開催の取締役会決議に基づき、自己株式1,117,900株を取得したことによるものであります。

## (3) 剰余金の配当に関する事項

## ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
令和3年9月28日 定時株主総会 (注) 1.	普通株式	40,691千円	8.2円	令和3年6月30日	令和3年9月29日
令和4年1月27日 取締役会 (注) 2.	普通株式	19,222千円	5.0円	令和3年12月31日	令和4年2月28日

- (注) 1. 令和3年9月28日定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、株式付与E S O P信託口が保有する株式に対する配当金1,361千円を含めております。
2. 令和4年1月27日取締役会決議に基づく配当金の総額には、株式付与E S O P信託口が保有する株式に対する配当金826千円を含めております。

## ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

令和4年9月29日開催予定の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当金の総額	配当金の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
普通株式	19,222千円	利益剰余金	5.0円	令和4年6月30日	令和4年9月30日

- (注) 定時株主総会決議に基づく配当金の総額には、株式付与E S O P信託口が保有する株式に対する配当金825千円を含めております。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達については主に銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引については行っておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにそのリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金並びに営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、顧客の信用状況を定期的に把握するとともに、債権残高を随時把握することを通じてリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、主に株式、債券であります。これらは、金利変動リスク及び市場価格変動リスクに晒されております。当該リスクについては、定期的に時価を把握することで、リスクの軽減を図っております。

敷金及び保証金は、主に当社グループの駐車場事業に係る事業所の賃貸借契約に係るものであり、取引先企業等の信用リスクに晒されております。当該リスクについては、管理部門が主要な取引先の状況を適宜にモニタリングし、リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

社債及び借入金の使途は、運転資金（主として短期借入金、社債）及び設備投資資金（長期借入金）であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。また、当該資金調達に係る流動性リスクに関しては、管理部門が定期的に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

ファイナンス・リースに係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたリース契約によるものであり、全契約とも固定金利による契約であります。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

令和4年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、受取手形、売掛金、買掛金、短期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 営業貸付金	553,350		
貸倒引当金 (*1)	△291,768		
	261,581	261,581	—
(2) 投資有価証券	37,132	37,132	—
(3) 敷金及び保証金	445,173	430,292	△14,880
資産計	743,887	729,007	△14,880
(1) 社債	300,000	300,000	—
(2) 長期借入金 (*2)	3,862,534	3,895,695	33,161
(3) リース債務 (*3)	312,358	312,045	△313
負債計	4,474,892	4,507,741	32,848

(\*1) 営業貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 1年内返済予定の長期借入金については、長期借入金に含めております。

(\*3) 流動負債及び固定負債に計上されているリース債務の合計であります。

(注) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次の通りであり、金融商品の時価情報の「投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (*)	2,967
出資金	4,081

(\*) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和元年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

## (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

## ①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	37,132	—	—	37,132

## ②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業貸付金	—	261,581	—	261,581
敷金及び保証金	—	430,292	—	430,292
社債	—	300,000	—	300,000
長期借入金	—	3,895,695	—	3,895,695
リース債務	—	312,045	—	312,045

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

## (1) 営業貸付金

営業貸付金の時価の算定については、元利金の合計額を同様に新規貸付けを行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

## (2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は金融機関等から提示された価格によっております。

## (3) 敷金及び保証金

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 負 債

## (1) 社債

これらの時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しておりますが、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 長期借入金、(3) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入又は新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

## (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、福岡県その他の地域において、賃貸駐車場等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は49,953千円（賃貸収益は主に売上高に、賃貸費用は主に売上原価に計上）であります。

## (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
383,700	3,648	387,348	469,757

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は賃貸用不動産の取得45,903千円であり、主な減少額は賃貸用不動産の売却25,091千円及び減価償却費17,163千円であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）によっております。

## 7. 開示対象特別目的会社に関する注記

## (1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当社グループは、不動産特定共同事業法に基づく不動産共同所有投資商品として「トラストパートナーズ」を提供しております。「トラストパートナーズ」は、投資家が不動産特定共同事業法に基づき任意組合契約を締結し、この任意組合が駐車場等の対象不動産を取得してその賃貸収益等を投資家に分配するものです。

任意組合では、トラストパーク株式会社又はトラストアセットパートナーズ株式会社が業務執行組合員（理事長）として任意組合契約に従って管理等を行い、この業務執行の対価として理事長報酬を得ております。

また、トラストパーク株式会社又はトラストアセットパートナーズ株式会社は、マスターリース会社として任意組合とマスターリース契約を締結し、任意組合から駐車場等の対象不動産を一括して借上げ、時間貸駐車場等を運営しております。

当連結会計年度末において組成が完了している任意組合は27組合であり、取引残高のある特別目的会社は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度
特別目的会社数	27組合
直近の決算日における資産総額（単純合算）	8,802,565
負債総額（単純合算）	279,189

## (2) 不動産特定共同事業法に基づく任意組合との取引金額等

(単位：千円)

取引内容	勘定科目	金額
不動産譲渡高	売上	531,864
理事長報酬の受取	売上	48,328
地代の支払	売上原価	439,803

## 8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。



9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	108円43銭
(2) 1株当たり当期純利益	34円32銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

減損損失に関する注記

当社グループは、駐車場事業は各店舗単位、不動産事業は個々の物件単位、その他事業は各店舗単位又は事業部門単位で資産のグルーピングを行っており、主に収益性が著しく低下した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（12,024千円）として特別損失に計上しております。

また、遊休資産については、他の資産グループとは区別して個別に評価・測定を行っております。当該資産は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（37,554千円）として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額により評価しております。

## 貸借対照表

(令和4年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,030,778	流動負債	2,031,723
現金及び預金	576,039	短期借入金	1,866,000
未収入金	73,639	1年内返済予定の長期借入金	126,840
短期貸付金	377,306	リース債務	4,169
その他	25,016	未払金	25,526
貸倒引当金	△21,223	未払法人税等	556
固定資産	2,902,170	その他	8,631
有形固定資産	294,641	固定負債	981,934
建物	102,259	社債	300,000
構築物	48,454	長期借入金	487,861
工具、器具及び備品	11,620	リース債務	2,571
土地	126,076	退職給付引当金	3,249
リース資産	6,097	株式給付引当金	768
その他	132	債務保証損失引当金	180,797
無形固定資産	4,403	その他	6,688
その他	4,403	負債合計	3,013,658
投資その他の資産	2,603,125	(純資産の部)	
投資有価証券	37,115	株主資本	922,541
関係会社株式	1,281,277	資本金	422,996
出資金	10	資本剰余金	547,251
長期貸付金	2,091,891	資本準備金	109,435
繰延税金資産	15,350	その他資本剰余金	437,815
その他	8,559	利益剰余金	485,837
貸倒引当金	△831,080	その他利益剰余金	485,837
資産合計	3,932,948	繰越利益剰余金	485,837
		自己株式	△533,544
		評価・換算差額等	△3,251
		その他有価証券評価差額金	△3,251
		純資産合計	919,290
		負債・純資産合計	3,932,948

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(令和3年7月1日から)  
(令和4年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		507,131
販売費及び一般管理費		381,620
営業利益		125,510
営業外収益		
受取利息	23,281	
その他	3,276	26,557
営業外費用		
支払利息	13,097	
社債利息	3,749	
投資有価証券売却損	632	
その他	4,216	21,697
経常利益		130,371
特別利益		
関係会社株式売却益	42,999	
債務保証損失引当金戻入	1,515	44,514
特別損失		
固定資産売却損	498	
減損損失	31,864	
関係会社株式評価損	11,469	
関係会社整理損失	0	
出資金評価損	49,989	
貸倒引当金繰入額	47,925	
債権放棄損	87,699	229,446
税引前当期純損失		54,560
法人税、住民税及び事業税	△18,929	
法人税等調整額	△3,948	△22,877
当期純損失		31,682

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(令和3年7月1日から)  
(令和4年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	422,996	109,435	437,815	547,251	577,434	577,434	△139,213	1,408,469
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当					△59,914	△59,914		△59,914
当 期 純 利 益					△31,682	△31,682		△31,682
自 己 株 式 の 取 得							△394,618	△394,618
自 己 株 式 の 処 分							288	288
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△91,597	△91,597	△394,330	△485,927
当 期 末 残 高	422,996	109,435	437,815	547,251	485,837	485,837	△533,544	922,541

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,042	△1,042	1,407,426
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△59,914
当 期 純 利 益			△31,682
自 己 株 式 の 取 得			△394,618
自 己 株 式 の 処 分			288
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△2,208	△2,208	△2,208
当 期 変 動 額 合 計	△2,208	△2,208	△488,135
当 期 末 残 高	△3,251	△3,251	919,290

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

建物（建物附属設備を除く）及び車両運搬具は定額法、それ以外は主として定率法によっております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年の均等償却によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～47年

車両運搬具 2～6年

工具、器具及び備品 4～15年

##### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

- ③ 株式給付引当金 株式付与規程に基づく当社従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 債務保証損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を個別に勘案し、損失負担見込み額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社の収益は、連結子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託義務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。  
なお、控除対象外消費税等は発生した事業年度の費用として処理しております。
- ② 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
- ③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用  
当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 令和2年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 令和3年8月12日）を適用する予定であります。

(6) 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日)

(以下、これらを総称して「収益認識会計基準等」という。)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準等の適用の結果、当事業年度の売上高及び損益、並びに、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

(7) 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

前事業年度において独立掲記しておりました流動資産の「前払費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、流動資産の「その他」に含めていた、「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

前事業年度において独立掲記しておりました有形固定資産の「機械装置」、「車両運搬具」及び「建設仮勘定」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において独立掲記しておりました無形固定資産の「ソフトウェア」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において独立掲記しておりました流動負債の「未払費用」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

## (8) 会計上の見積りに関する注記

(債務超過の関係会社に対する貸付金及び債務保証の評価)

当事業年度の計算書類に計上した金額

当社グループでは、グループ会社が保有する資金のグループ内での有効活用を目的として親会社が資金管理を行っており、関係会社に対して必要資金の貸付けを行うとともに関係会社が外部の金融機関から資金調達する場合に債務保証を行っております。

貸借対照表に計上している関係会社貸付金は2,469,197千円、関係会社に対する債務保証の期末残高は1,539,774千円であります。

(単位：千円)

科目	当事業年度末残高
関係会社貸付金（短期/長期合計）	1,497,897
貸倒引当金	852,303
債務保証損失引当金	180,797

- (注) 1. 上記は債務超過の関係会社に対する金額であります。なお、債務超過の関係会社以外に財政状態が著しく悪化している関係会社はありません。
2. 債務超過の関係会社に対する債務保証の期末残高は553,396千円であり、そのうち(株)和楽に対する債務保証期末残高は467,500千円であります。

## 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容

財政状態が悪化した関係会社に対する貸付金について関係会社の財政状態及び経営成績を考慮し、期末時点の対象会社の実質債務超過額を上限として回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

また、債務保証について債務者である関係会社の財政状態の悪化等により当社が保証を履行し、その履行に伴う求償債権が回収不能となる可能性が高い場合には、実質債務超過額を上限として債務保証損失引当金を計上しております。

当事業年度において、債務超過となっている(株)和楽に対する貸付金及び債務保証の履行可能性の評価は同社の財政状態及び将来の事業計画に基づく支払能力を総合的に判断して回収不能見込額を算定し、貸倒引当金20,000千円及び債務保証損失引当金180,797千円を計上しております。

なお、将来の事業計画については、温浴施設への来館者数、平均単価及び飲食販売予測等の重要な仮定に基づいて策定しております。

また、その他の債務超過となっている関係会社に対する貸付金及び債務保証については、実質債務超過額を回収不能見込額として貸倒引当金832,303千円を計上しております。



翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社の財政状態の悪化により実質債務超過額が変動した場合や将来の事業環境の変化等により、支払能力を見直す等の必要が生じた場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	建	物	99,882千円			
	構	築	物	48,454千円		
	土		地	126,076千円		
	計			274,413千円		
② 担保に係る債務	短	期	借	入	金	27,611千円
	1年内返済予定の長期借入金					13,524千円
	長	期	借	入	金	218,865千円
	計					260,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 97,887千円

### (3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	383,750千円
長期金銭債権	2,091,891千円
短期金銭債務	267,219千円

(4) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	3,200,000千円
借入実行残高	1,600,000千円
差引残高	1,600,000千円

## (5) 保証債務

当社は、次の法人について下記の内容の債務保証を行っております。

(単位：千円)

会 社 名	内 容	金 額
トラスト不動産開発(株)	金融機関からの借入金	854,200
	分譲マンションの手付金等	32,905
トラストパトロール(株)	金融機関からの借入金	80,000
	リース契約 (未経過リース料)	3,007
トラストメディカルサポート(株)	リース契約 (未経過リース料)	16,265
株R Vトラスト	金融機関からの借入金	7,180
トラストネットワーク(株)	金融機関からの借入金	60,000
	リース契約 (未経過リース料)	18,716
株和楽	金融機関からの借入金	467,500
(医)信和会	リース契約 (未経過リース料)	10,781

## 3. 損益計算書に関する注記

## (1) 関係会社との取引高

営業収益	507,131千円
販売費及び一般管理費	61,664千円
営業取引以外の取引額	23,649千円

## (2) 貸倒引当金繰入額

貸倒引当金繰入額47,925千円は、(株)R Vトラスト、株和楽、トラストネットワーク(株)、株嘉麻の庄に対する貸倒引当金繰入を行ったことによるものであります。

## (3) 債務保証損失引当金戻入額

債務保証損失引当金戻入額1,515千円は、株和楽に対するものであります。

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	408,088株	1,117,900株		900株		1,525,088株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の減少は従業員退職により、株式付与E S O P信託口から従業員への株式交付によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数には、株式付与E S O P信託口が保有する当社株式（当事業年度期首166,000株、当事業年度末165,100株）が含まれております。
3. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、令和3年8月11日開催の取締役会決議に基づき、自己株式1,117,900株を取得したことによるものであります。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	11,480千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	259,611千円
債務保証損失引当金	55,070千円
減価償却損金算入限度超過額	1,803千円
関係会社株式	75,645千円
出資金評価損	15,226千円
減損損失	22,996千円
退職給付引当金	989千円
その他	2,880千円
繰延税金資産小計	445,705千円
評価性引当額	△430,355千円
繰延税金資産合計	15,350千円

## 6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、車両及び事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主 (個人)が議 決権の過半 数を所有し ている会社	株渡神	被所有 32.30%	当社の株主	自己株式取得 (注) 1.	212,470	—	—
主要株主 (個人)が議 決権の過半 数を所有し ている会社	株愛光グループ (注) 2.	—	—	関係会社株式 の売却 (注) 3. 関係会社株式 の売却益 (注) 3.	43,000 4,219	— —	— —

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 自己株式の取得は、令和3年8月11日開催の取締役会決議に基づき、令和3年8月12日に自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得したものであり、取引価格は令和3年8月11日の終値によるものであります。また、令和3年12月14日の当社主要株主の異動により、株式会社渡神は、当社の関連当事者ではなくなっております。
- 株式会社愛光グループは、当社主要株主であった株式会社渡神の代表者である渡邊靖司氏が代表を務めております。
- 株式の売却は、当社が保有する株式会社フチガミ株式のすべてを譲渡したものであり、その価格については両社協議の上、合理的に決定しております。

## (2) 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	トラストパーク(株)	所有 直接 100%	役務の提供 資金の援助 資金の借入 役員の兼任	経営指導料	186,000	—	—
子会社	トラスト不動産開発(株)	所有 直接 100%	役務の提供 資金の援助 役員の兼任 債務保証	経営指導料 配当金の受取 資金の貸付 資金の回収 銀行借入に対する保証	126,000 80,000 510,000 270,000 854,200	— — 短期貸付金 長期貸付金	— — 160,000 240,000
子会社	トラストパトロール(株)	所有 直接 100%	役務の提供 資金の借入 役員の兼任 債務保証	— 銀行借入に対する保証	— 80,000	短期借入金 —	80,000 —
子会社	トラストメディカルサポート(株)	所有 直接 100%	役務の提供 資金の援助 資金の借入 役員の兼任 債務保証	資金の貸付 資金の回収 —	95,000 64,861 —	短期貸付金 長期貸付金 —	162,000 409,300 —
子会社	トラストアセットパートナーズ(株)	所有 直接 100%	役務の提供 資金の援助 資金の借入 役員の兼任	資金の貸付 資金の回収	147,000 147,000	— —	— —
子会社	(株)ジーエートラスト	所有 直接 100%	役務の提供 管理業務の委託 資金の借入 役員の兼任	業務委託料	44,700	—	—
子会社	(株)RVトラスト	所有 直接 100%	役務の提供 資金の援助 資金の借入 役員の兼任 債務保証	— 資金の回収 貸倒引当金繰入額	— 300,911 39,142	短期借入金 長期貸付金 貸倒引当金	100,000 1,187,117 673,690
子会社	トラストネットワーク(株)	所有 直接 100%	役務の提供 資金の援助 資金の借入 役員の兼任 債務保証	資金の回収 貸倒引当金繰入額 銀行借入に対する保証	10,105 2,558 60,000	長期貸付金 貸倒引当金 —	255,473 157,389 —

## 別紙2\_トラストホールディングス(株) 計算書類等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)和楽	所有 直接 100%	役務の提供 資金の援助 役員の兼任 債務保証	銀行借入に対する保証 債務保証損失 引当金戻入額	467,500 1,515	— 債務保証 損失引当金	— 180,797
子会社	(株)フチガミ (注) 5.	所有 直接 100%	資金の援助 役員の兼任 債務保証	債権放棄損	86,204	—	—

(注) 上記取引金額並びに期末残高には消費税等を含んでおりません。

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 経営指導致料については、双方協議により合理的に決定しております。
2. 当社は、グループの残余資金の効率的な資金運用を行うためCMS（キャッシュマネジメントシステム）を導入しております。CMSによる資金の貸付及び借入については、取引の内容ごとに取り金額を集計することは実務上困難であるため、期末残高のみを表示しております。なお、金利については市場金利を勘案して決定しております。
3. 資金の貸付及び借入については、金融機関との利率を勘案して決定しております。なお、担保の受け入れ及び差し入れはしていません。
4. 債務保証については、保証料の受領はありません。取引金額は期末時点での債務保証残高を記載しております。
5. 当社は、令和3年10月1日付けで、同社株式を全部譲渡いたしました。このため、取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

## (3) 役員及び個人主要株主

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有割合 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び主要株主 (個人)	渡邊 靖司	被所有 直接 10.41%	創業者元役員 当社の株主 (注) 1.	自己株式の取得 (注) 2.	182,148	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 当社元取締役 渡邊靖司氏は、令和3年7月15日付で辞任しております。
2. 自己株式の取得は、令和3年8月11日開催の取締役会決議に基づき、令和3年8月12日に自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得したものであり、取引価格は令和3年8月11日の終値によるものであります。また、この自己株式取得により渡邊靖司氏は、当社の主要株主に該当しなくなっております。

## 8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 249円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | △8円32銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和4年8月22日

トラストホールディングス株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人  
福岡事務所

指定社員 公認会計士 堤 剣吾  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 大神 匡  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トラストホールディングス株式会社の令和3年7月1日から令和4年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トラストホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

令和4年8月22日

トラストホールディングス株式会社  
取締役会 御中

三優監査法人  
福岡事務所

指定社員 公認会計士 堤 剣吾  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 大神 匡  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トラストホールディングス株式会社の令和3年7月1日から令和4年6月30日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年8月25日

トラストホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 市原一也 ㊟

監査役（社外監査役） 江口秀人 ㊟

監査役（社外監査役） 梁井純輔 ㊟

以上